

(案)

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 8 年 1 2 月

渋 川 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の農業生産の現状と今後の展開

本市は、群馬県のほぼ中央に位置し、赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれた山間部と、利根川と吾妻川の流れによって形成された平野部からなる起伏に富んだ地形を有している。農業生産はネギ、ホウレンソウ及びブロッコリー等の野菜やコンニャク等の特用作物、畜産を中心に展開されている。近年、経営の発展を図るため、土地利用型専作農業経営及び大規模畜産経営の拡大のほか、施設園芸等による少量多品目農業生産に対する地産地消の推進や高付加価値化への取組が盛んとなっている。

今後は、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本市の農業構造とそれに伴う課題

本市の農業就労者は、年々高齢化の一途を辿っている。専業農家でも後継者がいない農家が増え、離農や規模縮小が進んでおり、農業の担い手不足はいつそう深刻化している。こうした中で、規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって、農地中間管理事業の普及や集落営農組織の法人化を機に、農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 本市の農業経営の発展のための目標

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和17年度）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間

農業所得を確保しつつ、地域の年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標年間農業所得	主たる従事者 1 人あたり 4 4 0 万円程度 1 経営体あたり 6 5 0 万円程度
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人あたり 1, 8 0 0 ～ 1, 9 5 0 時間程度

さらに、将来の地域農業の健全な発展を図っていくために、農業者や関係機関等での地域の話合いにより策定された「地域計画」について、定期的な見直しを行いながら実行し、担い手への農地の集約化に関する方針等の実現を図る。

特に、農用地の利用に関しては、農地中間管理機構を最大限活用し、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資する。また、担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。

4 効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的な考え方

市は、将来の本市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、北群渋川農業協同組合及び赤城橘農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、渋川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、渋川地域農業課等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、渋川市農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農地の流動化に関しては、麦作組合で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した

条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、渋川地域農業課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 効率的かつ安定的な農業経営を推進するための方策

市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象

に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を渋川地域農業課の協力を受けつつ行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、生産から直売システムの施設投資や衛生管理の徹底などにより、畜産経営の確立に努める。

また、畜産ヘルパーの活用を進め、ゆとりある経営を推進するとともに、快適な社会環境の維持に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の近年の新規就農者は年間10人前後で推移しており、地域農業の維持・発展を図っていくため、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた65歳以下の新規就農者の確保目標年間240人を踏まえ、本市においては年間10人程度の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得）を目標とする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人あたり 250万円程度 1経営体あたり 350万円程度
目標年間労働時間	主たる従事者1人あたり

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、「新規就農者相談窓口」を開設し、就農希望者に対して、農業委員会や渋川地域農業課、農業協同組合等関係機関が連携して就農を支援する。就農後も、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
1 露地野菜 (ネギ、ブロッコリー、 チンゲンサイ) ＋ 水稻	<作付面積> ネギ 110a ブロッコリー 70a チンゲンサイ 25a 水稻 70a <経営面積> 2.75ha (内1.75haは借地)	<資本装備> ・トラクター(30ps) ・田植機(4条植) ・コンバイン(2条刈) ・ライムソワー(1.8m) ・管理機(7ps、2台) ・ネギ簡易移植機 ・ネギ収穫機 ・全自動ネギ調製機 ・動力噴霧機 ・播種機(1条) ・保冷库(1.5坪) ・移植機 ・運搬機	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を	・家族労働力3人 ・雇用労働力2人 ・収穫、調製作業に対するパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・労力に応じた計画出

		・トラック(軽、2t)等	徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	荷 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
2 施設野菜(トマト) + 水稲	<作付面積> 促成・長期どりトマト 30a 水稲 60a <経営面積> 0.9ha	<資本装備> ・トラクター(25ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・動力噴霧機 ・田植機(4条植) ・コンバイン(2条刈) ・大型連棟ハウス(3,000㎡) ・小型選果機 ・トラック(軽、1t)等 <その他> ・購入苗利用による育苗の省力化 ・トマトは、訪花昆虫による交配作業の省力化を図る	・トマトは高品質生産を確立し、ブランド品としての有利販売の実現 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・家族労働力3人 ・雇用労働力2人 ・収穫、調製作業の外部人材の活用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
3 露地野菜(ナス、ズッキーニ、キャベツ)	<作付面積> 露地ナス 15a ズッキーニ 20a キャベツ 40a <経営面積> 70a	<資本装備> ・トラクター(25ps) ・土壌消毒機(2条) ・マルチ張り機 ・動力噴霧機(50L/分) ・トラック(軽、1t) ・管理機(7ps) ・保冷库 ・ライムソー ・パイプハウス(4,000㎡)等 <その他>	・簿記記帳による経営収支の把握とコストの節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・市場情報	・家族労働力3人 ・雇用労働力2人 ・収穫、調製作業に対するパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な

		・購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産	の収集と計画出荷 ・青色申告の実施	休日の確保 ・家族経営協定の締結
4 コンニャク専作	<作付面積> コンニャク 440a <経営面積> 5ha (内3haは借地)	<資本装備> ・トラクター(30ps、50ps) ・自走式ブームスプレーヤー ・土壌消毒機(マルチ同時) ・自走式植付機 ・高速堀取機 ・管理機(5ps、2台) ・フォークリフト(1.8t) ・種芋温湯消毒機 ・トラック(軽、2t) 等 <その他> ・コンニャクの連作障害を回避するため、ソルゴー輪作と麦の間作及び有機質の投入による土作りに努める ・ボルドー液散布の軽減による土壌環境負荷低減 ・温湯消毒機等利用による病虫害防除の徹底 ・野菜農家との交換耕作による土壌消毒剤の削減	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・家族労働力3人 ・雇用労働力3人(植付、収穫時) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
5 コンニャク ＋ 露地野菜	<作付面積> コンニャク 300a 露地野菜 200a <経営面積> 3.8ha (内2haは借地)	<資本装備> ・トラクター(30ps、50ps) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機(マルチ同時) ・植付機(球茎、2条) ・堀取機(95cm幅) ・管理機(5ps、7ps) ・フォークリフト(1.8t) ・種芋温湯消毒機 ・マルチャー	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を	・家族労働力3人 ・雇用労働力2人(植付、収穫時) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な

		・保冷库(1.5坪) ・トラック(軽、2t) 等	徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	休日の確保 ・家族経営協定の締結
		<その他> ・コンニャクについては、ボルドー液散布の軽減による土壌環境負荷低減 ・温湯消毒機等利用による病虫害防除の徹底 ・ソルゴー、露地野菜（ネギ、トウモロコシ、加工バレイショ等）との輪作による連作障害の軽減 ・経営の複合化により経営の安定化を図る	・複合作物生産による労力の有効利用	
6	<作付面積> コンニャク 300a イチゴ 15a + 施設野菜 (イチゴ)	<資本装備> ・トラクター(30ps、50ps) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機(マルチ同時) ・植付機(球茎、2条) ・掘取機(95cm幅) ・管理機(5ps、7ps) ・フォークリフト(1.8t) ・種芋温湯消毒機 ・保冷库(2坪) ・大型連棟ハウス(2,000㎡) ・暖房機 ・パイプハウス(1,000㎡) ・トラック(軽、2t) 等	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・家族労働力3人 ・雇用労働力3人(植付、収穫時) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

		作り ・野菜農家との交換耕作 ・イチゴは、ウイルスフリー株による親株床の設置		
7 施設野菜 (イチゴ) ＋ 水稻	<作付面積> イチゴ 20a 水稻 30a <経営面積> 1ha	<資本装備> ・トラクター(20ps) ・管理機(7ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・動力噴霧機 ・保冷库(1.5坪) ・大型連棟ハウス(4,000㎡) ・田植機(4条植) ・コンバイン(2条刈) ・トラック(軽、1t) 等 <その他> ・イチゴは、ウイルスフリー株による親株床の設置 ・イチゴは、大型ハウスによる栽培管理の省力化	・パート雇用の安定確保 ・良質堆肥の投入と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・家族労働力3人 ・雇用労働力4人 ・収穫、調製作業に対するパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
8 施設野菜 (ハウレンソウ) ＋ 露地野菜 (ネギ) ＋ 花卉(コギク)	<作付面積> 雨よけハウレンソウ 20a ネギ 60a コギク 25a <経営面積> 1.05ha	<資本装備> ・トラクター(20ps) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機(2条) ・播種機(1条) ・ライムソワー(1.5m) ・保冷库(2坪) ・パイプハウス(2,000㎡) ・ネギ簡易移植機 ・ネギ収穫機	・雇用労働力の安定確保 ・雨よけハウレンソウ、ネギ、コギクの複合化による周年労働の実現 ・簿記記帳による経営	・家族労働力3人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

		・ネギ調整機 ・トラック(軽、1t) 等	収支の把握 とコスト節 減 ・農機具の 保守管理を 徹底し、使 用年数の延 長による機 械コストの 低減を図る	
9 果樹 (リンゴ専作)	<作付面積> リンゴ 105a <経営面積> 1.05ha	<資本装備> ・トラクター(20ps) ・スピードスプレヤー (1,000L) ・乗用草刈機 ・高所作業台車(クローラ 型) ・直売施設 ・防霜ファン ・トレリス ・保冷库(2坪) ・トラック(軽、1t) 等 <その他> ・リンゴは県育成品種及び 「ふじ」を中心とするわい 化密植栽培、半わい化中密 植栽培 ・堆肥等有機質や性フェロ モン剤等を利用した総合防 除を行い、肥料、農薬等の 削減を図る	・消費者ニ ーズに対応 した観光果 樹園経営の 確立 ・直売、宅 配便等によ る多元販売 ・畜産農家 との連携に よる良質堆 肥の確保 ・簿記記帳 による経営 収支の把握 とコスト節 減 ・パソコン 利用による 顧客のデー タ管理 ・密入りセ ンサーを利 用し、贈答 用を中心と した販売	・家族労働 力2人 ・雇用労働 力1人 ・摘花摘果 収穫作業に 対するパー ト雇用 ・チェック リストに基 づく労働安 全の確保 ・定期的な 休日の確保 ・家族経営 協定の締結
10	<飼養頭数>	<資本装備>	・複式簿記	・家族労働

酪農専作 (つなぎ飼い飼養)	経産牛 50頭 育成牛 22頭 (経産牛1頭当たり乳量 8,500kg) <飼料作物> 作付実面積 5ha (飼料自給率TDN35%以上)	(つなぎ飼い、パイプラインミルク方式) ・牛舎、付属施設 ・搾乳施設 ・トラクター ・飼料作栽培作業機械一式(共有) ・飼料作収穫作業機械一式(共有) ・堆肥化施設等 <その他> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料、濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(5戸共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成	記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用	力3人 ・ヘルパーの活用による休日制の導入 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結
1 1 酪農専作 (放し飼い飼養)	<飼養頭数> 経産牛 50頭 育成牛 22頭 (経産牛1頭当たり乳量 9,400kg) <飼料作物> 作付実面積 5ha (飼料自給率TDN35%以上)	<資本装備> (フリーストール・ミルクパーラー方式) ・牛舎、付属施設 ・搾乳施設 ・トラクター ・飼料作栽培作業機械一式(共有) ・飼料作収穫作業機械一式(共有) ・堆肥化施設	・複式簿記 記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定	・家族労働力3人 ・ヘルパーの活用による休日制の導入 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営

		等 <その他> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(3戸共同) ・コントラクターの利用 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・混合飼料(TMR)給与方式 ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成	の活用	協定の締結
1 2 肉牛専作 (肉専用種繁殖、肉専用種肥育)	<飼育頭数> 成雌牛 20頭(繁殖和牛) 肥育牛 100頭(黒毛和種) <飼料作物> 作付実面積 2ha	<資本装備> (独房+群飼育体系) ・フリーストール群飼育舎 ・分娩牛舎 ・離乳群飼育舎 ・堆肥舎 ・肥育牛舎 ・トラクター(31ps) ・コーンハーベスター(2条) ・モア ・ヘイベーラ ・ロールベーラ ・トラック(軽) 等 <その他> ・系統の良い種雄を交配する ・借地活用による自給飼料の栽培	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析	・家族労働力2人 ・休日制の導入 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・給与制の導入 ・家族経営協定の締結

		・平均分娩間隔(12.5ヵ月) ・素牛導入月齢(8ヵ月齢) ・出荷月齢(28ヵ月齢) ・出荷体重(720kg) ・枝肉重量(454kg) ・DG(0.75kg)		
13 肉牛専作 (肉専用種肥育)	<飼養頭数> 肥育牛 160頭(黒毛和種)	<資本装備> (群飼育、自動給餌体系) ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 ・ダンプトラック(2t) 等 <その他> ・素牛は過肥のものを避ける ・肥育前期までは、消化の良い粗飼料をTDN20%以上給与する ・素牛導入月齢(8ヵ月齢) ・出荷月齢(28ヵ月齢) ・出荷体重(720kg) ・枝肉重量(454kg) ・DG(0.75kg)	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・パソコンによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理	・家族労働力2人 ・休日制の導入 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・給与制の導入 ・家族経営協定の締結
14 肉牛専作 (肉用交雑牛肥育)	<飼養頭数> 肥育牛 300頭(交雑種)	<資本装備> (群飼育、自動給餌体系) ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫	・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・パソコンによる飼料給与設計	・家族労働力3人 ・雇用労働力1人 ・休日制の導入 ・チェックリストに基

		・堆肥舎等 <その他> ・スモールで導入、育成後肥育の経営 ・飼養管理方法は、踏み込み式(オガクズ等)での牛房群飼方式とする ・素牛導入月齢(1.5ヵ月齢) ・出荷月齢(25ヵ月齢) ・出荷体重(746kg) ・枝肉重量(455kg) ・DG(0.95kg)	・出荷データ管理 ・市況情報管理	- づく労働安全の確保 ・給与制の導入 ・家族経営協定の締結
15 養豚専作 (養豚一貫)	<飼養頭数> 種雌豚 120頭 種雄豚 12頭 育成豚 30頭 肥育豚 1,200頭	<資本装備> ・分娩、離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・育成群飼場 ・自動給餌、給水装置 ・堆肥化施設 ・除ふんスクレパー ・バキューム ・ショベルローダー ・尿浄化槽等 <その他> ・分娩、乳豚舎はウインドレスとする ・肥育豚舎は、セミウインドレス式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流	・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	・家族労働力2人 ・休日制の導入 ・給与制の導入 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

		・年間分娩回数(2.2回) ・離乳頭数(9.46頭/腹) ・出荷時日齢(185日) ・出荷時体重(114kg) ・枝肉重量(75.2kg) ・年間1母豚当たり出荷頭数(20.2頭) ・上物率(60%以上)		
16 シイタケ ＋ 水稻	<経営規模> シイタケ(年植菌) 20,000本 (稼働ホダ木 54,000本) 水稻 150a <経営面積> 1.8ha (内0.3haはホダ場)	<資本装備> ・シイタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・トラクター(21ps) ・土壌消毒機 ・マルチ張り機 ・動力噴霧機 ・田植機 ・コンバイン ・トラック(軽)等	・ホダ場の活用 ・直売所、道の駅等と連携したシイタケの販売路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・出荷データの分析と販売管理	・家族労働力3人 ・雇用労働力2人 ・収穫、調製作業に対するパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
17 水田作協業	<作付面積> 水稻 18ha 小麦 30ha 大豆 12ha	<資本装備> ・トラクター(75ps、40ps) ・田植機(側条6条、2台) ・普通型コンバイン(1.5m、	・パソコン活用による部門別経営管理の実施	・労働力6人 ・給与制の導入

	ブロッコリー 2ha <経営面積> 32ha (内30haは水田の通 年借地、2haは畑の 通年借地)	2台) ・ロータリーシリンダー (2.2m、2台) ・乗用管理機スプレーヤ付 ・播種プラント一式 ・粒選別機 ・移植機(全自動1条) ・トラック(2t) ・トラック(軽、2台) 等 <その他> ・水稻、麦の乾燥調製は共 同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稻は箱施用剤と省力型 除草剤利用により、防除回 数の削減と省力化 ・ブロッコリーはセル成形 苗と移植機導入により作業 を省力化	・農地集積 による団地 化と併せて 地権者の合 意により圃 場の大区画 化を図る ・農用地の マッピング による効率 的な作業管 理の実施 ・構成員間 の役割分担 の明確化 ・農機具の 保守管理を 徹底し、使 用年数の延 長による機 械コストの 低減を図る	・作業出役 計画に基づ く効率的な 作業の実施 ・チェック リストに基 づく労働安 全の確保
--	--	--	---	---

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年 等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周
 辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型に
 ついてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
----------	------	------	-------------	--------------

1 露地野菜 (ナス、ネギ)	<作付面積> 露地ナス 15a 秋冬ネギ 50a ズッキーニ 10a <経営面積> 60a (すべて借地)	<資本装備> ・農作業場(100㎡) ・育苗用ハウス(150㎡) ・トラクター(30ps) ・培土専用機(ネギ用) ・ライムソワー(1.8m) ・管理機(7ps) ・簡易移植機 ・収穫機(振動式) ・調製機 ・動力噴霧機(30L/分) ・土壌消毒機(2条) ・マルチ張り機 (平畦1.35m) ・ロータリー(1.5m) ・播種機(1条) ・保冷库(1.5坪) ・トラック(軽) 等 <その他> ・秋冬ネギと露地ナスによる年間を通じた収入を確保 ・露地ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産とする	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営の安定性を確保	・家族労働力2人 ・雇用労働力(夏期ナス出荷時) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
2 露地野菜 (エダマメ、タマネギ、ブロッコリー)	<作付面積> エダマメ 40a タマネギ 50a ブロッコリー 50a <経営面積> 140a (すべて借地)	<資本装備> ・農作業場(100㎡) ・パイプハウス(40㎡) ・トラクター(30ps) ・ライムソワー(1.8m) ・管理機(7ps) ・移植機(全自動1条) ・動力噴霧機(50L/分) ・タマネギ定植機(4条) ・ロータリー(1.5m) ・マルチャー	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・家族労働力2人 ・雇用労働力(夏期エダマメ出荷時) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な

		・プラソイラー(2本爪) ・保冷库(1.5坪) ・トラック(1t) 等	減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保	休日の確保 ・家族経営協定の締結
3 施設野菜 (半促成ナス、ホウレンソウ)	<作付面積> 半促成ナス 15a ホウレンソウ 25a <経営面積> 25a (すべて借地)	<資本装備> ・農作業場(100㎡) ・パイプハウス(1,500㎡) ・トラクター(20ps) ・管理機(7ps) ・播種機(1条) ・動力噴霧機(30L/分) ・ロータリー(1.5m) ・保冷库(2坪) ・マルチャー ・トラック(1t) 等	・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・家族労働力2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
4 施設野菜 (イチゴ専作)	<作付面積> イチゴ 10a(促成・土耕) <経営面積>	<資本装備> ・農作業場(100㎡) ・温室(2,000㎡) ・灌水井戸(1基) ・燃料タンク(2KL)	・雇用労働力の確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥	・家族労働力2人 ・雇用労働力(出荷調製等)

	10a (すべて借地)	・トラクター(20ps) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・土壌消毒器(2条) ・温風暖房機(400坪用) ・保冷库(1.5坪) ・トラック(軽) 等 <その他> ・ウイルスフリー株による親株床の設置 ・雨よけ育苗による健苗の確保 ・大型ハウスによる栽培管理の自動化・省力化	肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
5 果樹 (リンゴ、ブルーベリー)	<作付面積> リンゴ 40a ブルーベリー 25a <経営面積> 65a (すべて成木園を借地)	<資本装備> ・リンゴ樹 ・ブルーベリー樹 ・作業場兼直売所(150㎡) ・防霜ファン ・トレリス ・多目的防災網 ・堆肥舎 ・格納庫(50㎡) ・トラクター(21ps) ・スピードスプレーヤー(1,000L) ・乗用草刈機 ・高所作業車 ・保冷库(2坪) ・トラック(軽) 等 <その他> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培、半わい化中密	・雇用労働力の確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の	・家族労働力2人 ・雇用労働力(作業の一部で、不足する労働力を雇用により確保) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

		植栽培 ・ブルーベリーは、ハイブ ・ッシュ種主体の観光もぎ取り園 ・堆肥等有機質や性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減を図る	確立 ・直売、宅配 ・便利用による多元販売	
6 花き (キク専作)	<作付面積> 輪ギク 15a 露地ギク 25a <経営面積> 40a (すべて借地)	<資本装備> ・農作業場(66㎡) ・倉庫(66㎡) ・温室(1,000㎡) ・ハウス内カーテン(1,000㎡) ・育苗ハウス(50㎡) ・貯油タンク、防油堤(1.8kL) ・トラクター(25ps) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機(50L/分) ・選花機 ・暖房機(10万kcal) ・保冷库(2坪) ・電照装置一式 ・トラック(1t) 等 <その他> ・作型の組合せによる効率的な周年出荷の実施 ・夏秋ギク、秋ギクを年2.5作栽培	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・家族労働力2人 ・雇用労働力(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を目指すため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、渋川地域農業課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用、推進及び認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制及び休日制の導入、ヘルパー制度の利用促進や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供や受入体制の整備、研修や交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、渋川地域農業課や農業協同組合などの関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達サポート、移住相談などの支援を行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講ずる。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認

定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は農業協同組合等と連携して、区域内における作付品目毎の就農受入体制及び研修内容、就農後の経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供を行う。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報を提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げるとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標
46%

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域及び山間部では、農地の区画面積が狭小で形状も悪く利用集積を進めることが難しい。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

農業従事者の高齢化がさらに進んでおり、このままでは担い手が受けきれない農地の増加が懸念される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため各種施策を活用する。また、遊休農地解消を図ることで、中山間地域の農地利用を高めていく。

(3) 関係団体等との連携体制

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の実現に向けて、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集約を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第

5 「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域において区画整理事業の実施が進められているので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施する。また、農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、就農者の減少・高齢化及び担い手不足等の下で多発している遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに当該区域の実情により設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。
- ② 参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、群馬県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。
- ③ 協議の場の参加者などから協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置すること。
- ④ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等により農用地の保全等を図ること。
- ⑤ 市は、地域計画の変更に当たって、群馬県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計

画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況等から一の集落等を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び

農作業の委託に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、渋川地域農業課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

農作業の受委託の促進について、市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

2 この基本構想は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

3 この基本構想は、平成24年3月9日から施行する。

附 則

4 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

5 この基本構想は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

6 この基本構想は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

7 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

8 この基本構想は、令和8年〇〇月〇〇日から施行する。

この通知の施行にかかわらず、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。